

Q 1 : 壁面広告物の高さの基準は各広告物ごとに検討すればよいか？または、各広告物の合計で検討する必要があるか？

A 1 : 各広告物ごとに検討すればよい（図 1 参照）。

Q 2 : 壁面広告物の表示面積の基準は各広告物ごとに検討すればよいか？または、各広告物の合計で検討する必要があるか？

A 2 : 各広告物の合計で検討する必要がある（図 1 参照）。

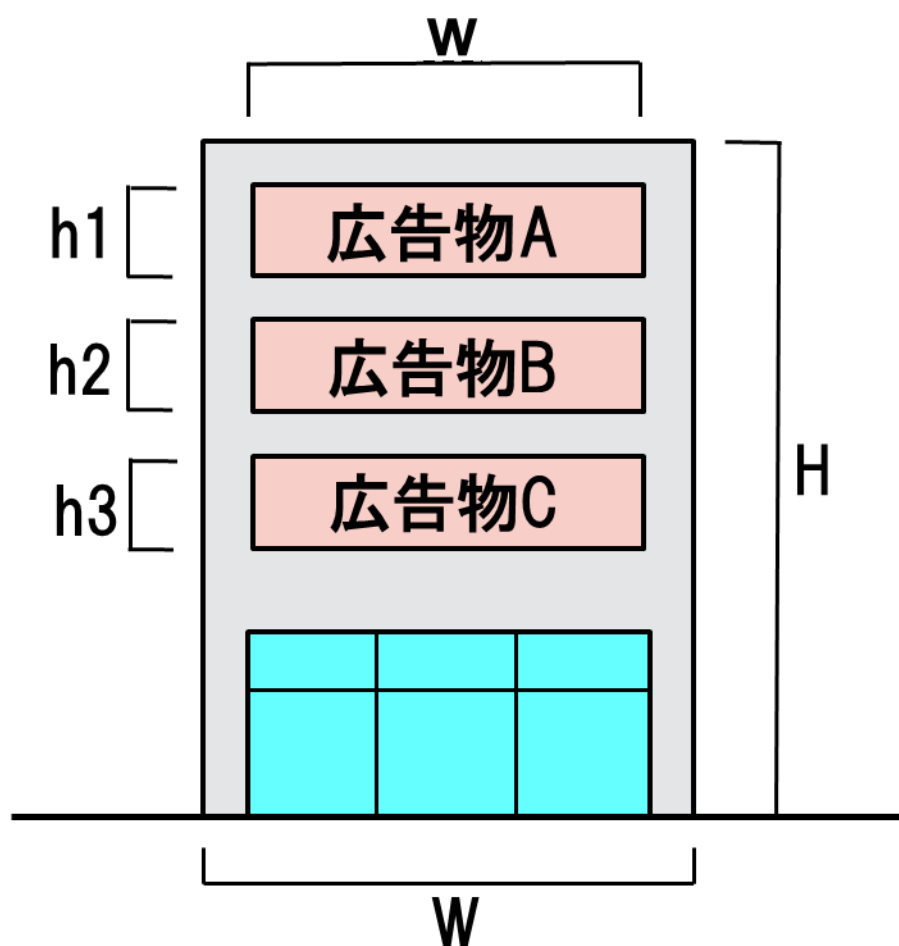


図 1

※重点制限区域の場合

- ・ 壁面広告物の高さが建築物の高さの $1/3$ 以内
 $h_1 < 1/3 H$ 、 $h_2 < 1/3 H$ 、 $h_3 < 1/3 H$
- ・ 壁面広告物の表示面積の合計が壁面の面積の $1/5$ 以内
 $w \times (h_1 + h_2 + h_3) \text{ m}^2 \leq 1/5 (W \times H) \text{ m}^2$

Q 3 : 色彩基準の規制対象色はどのようなものか？

A 3 : 彩度で赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y) が 6 を超えるもの、その他の色は 4 を超えるものが規制対象色となります。また、明度で 3 未満のものは規制対象色となります。

Q 4 : 規制対象色の使用面積の基準は設置広告物に対する割合か？または広告物を設置する壁面に対しての割合か？

A 4 : 広告物に対する割合となります (図 2 参照)。

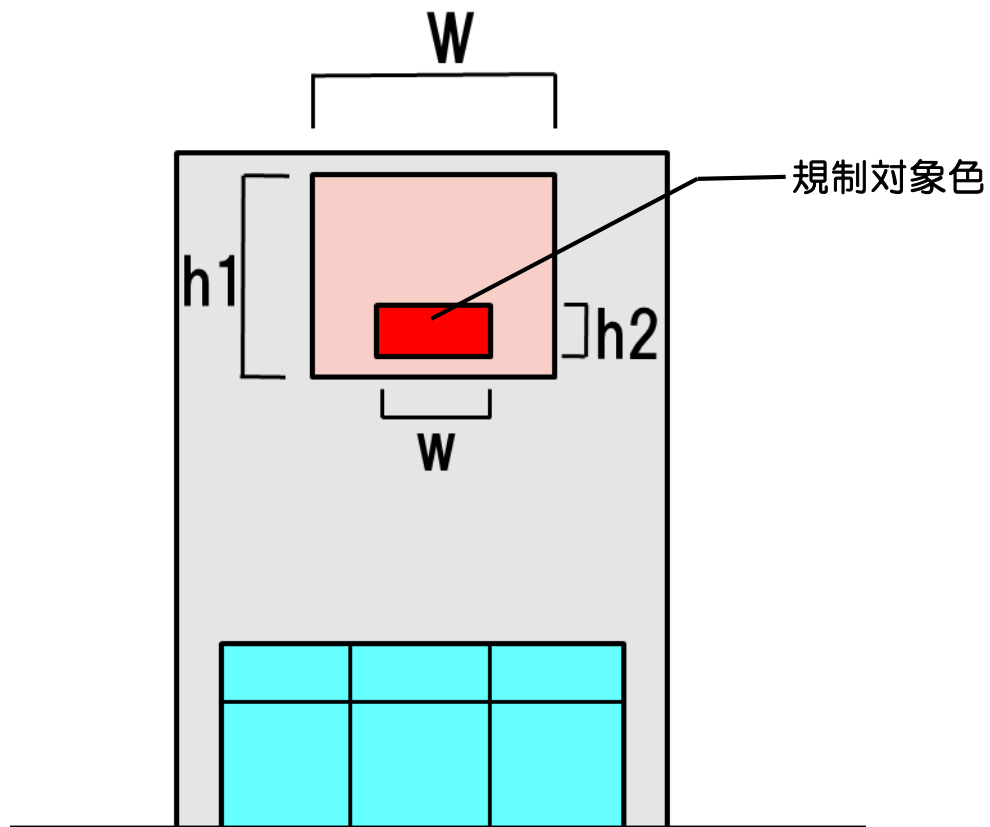


図 2

※寝屋川市駅周辺指定区域の場合

- ・ 規制対象色の使用面積は広告物の 30/100 以内
 $(w \times h 2) \text{ m}^2 \leq 30/100 (W \times h 1) \text{ m}^2$